

伊豆市景観まちづくり条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 良好な景観の形成
  - 第1節 景観計画（第7条）
  - 第2節 行為の制限（第8条—第13条）
  - 第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木（第14条）
- 第3章 景観まちづくりの推進
  - 第1節 景観まちづくりの推進（第15条—第18条）
  - 第2節 市民等の景観まちづくりへの支援（第19条）
  - 第3節 景観まちづくりの推進体制（第20条—第21条）
- 第4章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、豊かな自然景観、歴史的景観及び眺望景観並びに市街地、集落地等の景観に関し必要な施策を講ずることにより、景観まちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観まちづくり 市、市民及び事業者が協働により良好な景観を保全し、継承し、及び創出することをいう。
  - (2) 市民 市内に居住する者及び市内の土地、建築物又は工作物に関する権利を有する者をいう。
  - (3) 事業者 市内において事業を行うものをいう。
  - (4) 工作物 建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 3 市は、公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成における先導的な役割を果たすよう努めるものとする。
- 4 市は、良好な景観の形成に関する意識を市民等に啓発し、その普及を図るとともに、市民等による自主的な景観の形成に関する取組への支援に努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、自らが行う事業活動が良好な景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、その事業活動に際して積極的に良好な景観の形成に資するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、その意識を高めるとともに、積極的に良好な景観の形成に資するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国等に対する協力要請）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、国、県その他の関係機関に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

第2章 良好な景観の形成

第1節 景観計画

(景観計画の策定)

第7条 市長は、景観まちづくりを推進するため、法第8条第1項の景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ第20条の伊豆市景観審議会の意見を聴かなければならない。

#### 第2節 行為の制限

(届出を要する行為)

第8条 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）内における法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更のうち規則で定めるもの
- (2) 木竹の伐採のうち規則で定めるもの
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積のうち規則で定めるもの
- (4) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明のうち規則で定めるもの

(届出を要しない行為)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち規則で定めるもの
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する行為（規則で定める工作物に係る行為に限る。）のうち規則で定めるもの
- (3) 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち規則で定めるもの

2 前項各号の規則で定める行為及び同項第2号の規則で定める工作物は、景観計画区域内において定められた地区ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為（法第16条第7項に規定するものを除く。）とする。

(完了届)

第11条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(助言又は指導)

第12条 市長は、法第16条第1項各号に掲げる行為が景観計画に適合しないものである場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、これらの行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告、命令等に係る手続)

第13条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、必要に応じ、第20条の伊豆市景観審議会の意見を聴くものとする。

#### 第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物等の指定等の手続)

第14条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ第20条の伊豆市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物等の指定をしたときは、その旨及び規則で定める事項を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条又は法第35条の規定による景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

### 第3章 景観まちづくりの推進

#### 第1節 景観まちづくりの推進

(景観まちづくり重点地区)

第15条 市長は、景観計画において、景観計画区域のうち重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区を、景観まちづくり重点地区（以下「重点地区」という。）として定めることができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を定めるときは、当該重点地区における法第8条第2項に規定する事項その他必要な事項を重点地区ごとに定めることができる。

(景観資産の指定)

第16条 市長は、景観重要建造物等のほか、良好な景観を形成する重要な資源であって、次に掲げるものを景観資産として指定することができる。

- (1) 建築物又は工作物
- (2) 樹木
- (3) 公共施設(第1号に掲げるものを除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定により景観資産を指定しようとするときは、あらかじめ、第20条の伊豆市景観審議会の意見を聴くとともに、当該指定しようとするものの所有者の同意を得なければならない。

3 市長は、前2項の規定により景観資産の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(景観資産の保全と活用)

第17条 市長は、前条第1項の規定により景観資産の指定をしたときは、その保全と活用に取り組むものとする。

(景観を阻害する土地、建築物及び工作物)

第18条 市長は、土地、建築物又は工作物が良好な景観の形成を著しく阻害していると認めるときは、その改善に取り組むものとする。

#### 第2節 市民等の景観まちづくりへの支援

(支援)

第19条 市長は、景観まちづくりを推進するため必要があると認めるときは、市民等に対し、技術的な助言その他必要な支援をすることができる。

#### 第3節 景観まちづくりの推進体制

(景観審議会)

第20条 市長は、良好な景観の形成に関する重要な事項について調査審議するため、伊豆市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 各種団体から推薦を受けた者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 市長は前項第1号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(景観整備機構の指定の手続)

第21条 市長は、法第92条第1項の規定により景観整備機構を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

#### 第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章第2節の規定は、平成29年7月1日から施行する。